

相手国・政府・機関 (注1)	名 称	協力の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与額と期限 (注2)	署名日 (別紙付) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ジンバブエ 公文	ジンバブエ共和国政府に対する日本国政府との間の贈与に関する交換文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2020.1.29 ハラレで (同日)	日本側 岩藤俊幸在ジンバ ブエ大使 ジンバブエ側 ムトウリ・ ヌーべ財務・経済開発大臣	2020.2.10 39号
ジンバブエ 公文	ジンバブエ共和国政府に対する日本国政府との間の贈与に関する交換文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2020.10.26 ハラレで (同日)	日本側 岩藤俊幸在ジンバ ブエ大使 ジンバブエ側 ムトウリ・ ヌーべ財務・経済開発大臣	2020.11.24 450号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。